

# マグナ・カルタの本質と身分構成に就いて

金子 光 介

【要約】 大憲章の成立の動機としては、John 王の対仏・対教皇・対バロン (barons) の諸関係であるが、本質は Henry I. (1100~118) 以来の自由証の確認であつて国王とバロンとの関係であり、バロンの封建的特権の擁護であり、国王とバロンとの協定である。バロン下の Vassals・都市邑の市民の特権保護又農民や農奴の最低財産の擁護の如きは、封建社会の経済機構の必要上よりきたものであつて、むしろ第二義的のものである。尤も大憲章中にも曖昧なる箇所があり国王の専制を誘発し、国王とバロンとの抗争がつづいてゐる。大憲章の対象となる当時の身分構成が相当複雑なるものであるが、これが重要性を知るために身分構成の沿革・変遷・成立の過程を考察してみたいと思ふ。

## 一、大憲章提要

Magna Carta (1215, VI. 15) は、形式的にこれを観れば、財産に対する国王の侵害を防ぎ、本憲章が不拔の強力性を有する如きも、本質的には国王と barons との協定を表現したものであることは、P. G. Vinogradoff の研究 (Law Quarterly Review [1905], p. 233) に明示するところであり、<sup>①</sup>

L. Rieß はこの意味に於て貴族と僧侶との中世的自由 (mittelalterliche Freiheit) の頂点としてゐる。<sup>②</sup> 更に、Rieß は時代的文化的特色をもつて論じており、大憲章の成立上の契機 (Momente) より観れば、封建的要素が因であり、宗教的要素と経済的要素とが縁をなすものである。而して、その特色として結果的なるものよりこれを観れば、(一) barons と他の階級 (身分 Stände) との結合、(二) 封建制度と王政と

の確定を意味するものである。

これ等の事は、大憲章第六三条に「朕の側からも barons の側からも宣誓された」(Juram est ex parte nostra quam ex parte baronum) とあり、又第一条にも、

朕は、自分も将来これを遵守すべく、かつ朕の相続人共にもこれが永久に誠意をもつて、遵守せられんことを欲する。更に朕は、朕の王国の全自由人に、彼ら及びその相続人共が、下記のすべての自由を、朕及び朕の相続人共から保持し、保有すべきものとして、朕及び朕の相続人共のために、永久に許容した。(Concessimus etiam omnibus liberis hominibus regni nostri, pro nobis et haereditibus nostris in perpetuum, omnes libertates subscriptas, habendas et tenendas eis et haereditibus suis de nobis et haereditibus nostris,) とある。

大憲章の内容の編成は、一一〇〇年の Henry I. (1100～18) の自由証 (Coronation charter) と一一三六年の Stephen (Blois 伯 1113～54) の自由証 (Oxford charter) に於いて、その原型が求められる。而して、これ等の形式は、Eadgar (Edward the Confessor, 1042～66) 以来の固定せる Anglo-Saxon の戴冠式の誓詞 (Coronation oath, Krönungseid) に

則つたものである。この Edward 王の誓詞は、St. Dunston が国王 Aethelred II. (978～1016) の戴冠式を行つた時の形式に遡ることが出来る。この中に注目すべき三箇の約款 (Versprechen) がある。曰く、教会及び人民の自由・不法行為の抑制・各判決の公平と恩恵が、これである。大憲章がその規格 (基準) の編成に於て、(封建制度が要求する二三の例外はあるが) 全く一致している。大憲章を価値づけ又これを決定するためには、これ等の有力な資料を蒐集せねばならぬ。(Mackenzie, Magna Carta [1905], pp. 113. 以下本文中引用の時には、略して Mackenzie と記す)。

前述の大憲章の本質の説明を試みるならば、左の諸項に要約するところがある (Hatschek, Englische Verfassungsgeschichte [1913], S. 19-21. 以下本文中引用の時には略して Hatschek とのみ記す)。

一 barons は大憲章を制定して、王が王の封建的特権を行使するに当り、従来行使した最も重大なる非行を除去するに至つた。特に相続料 (relevium, relevia, relief) に関しては第二条。未成年者及び婦女子の封建的後見に関しては第三、四、五、八条。封建的貢租に関しては第二十一、一

四条。又 barons の封建的権利を無視した王の裁判権の濫用に対する保証としては第三九条が最も重要である。<sup>④</sup>

いかなる自由人も、彼の同輩の合法的裁判によるか、または (vel) 国法によるのでなければ、逮捕・監禁・差押・法外放置或は追放され、或は何かの方法によつて侵害されることはないものとす (Nullus liber homo capiatur, vel imprisonetur, aut distructur, nec super eum ibimus, nec super eum mittimus, nisi per legale iudicium parium suorum vel per legem terrae)。

これによると封建的権利は、封建的権利を有するもののみが彼等の封建的會議の同志により、即ち會議の封建的權利に従う最終的判定によつて確保されるべきものとされてゐる。

二 教会の自由は、大憲章によりて総括的に保証されているが、教会の自由の細目は殆ど記入されていない。これは、大憲章成立前の一二二四年一月二二日に教会に関する特別の憲章 (charter) が発布せられたからである。John 王は、一二二五年一月一五日に改めてこの憲章を確認し

てゐる。<sup>⑤</sup>

三 barons の家臣 (vassus, vassallus, tenant in fee) 勿論、これ等の権利の賦与にあずかつた。これはもとより barons が家臣の援助なくしては、国王への勤務の場合に一致の行動をとることができぬからである。故に barons は家臣の保護条項を大憲章の中に記入したのである。尤もこのことは、barons 自身の或る犠牲の下に行われたのである。かくして、第一五条に於て彼等の君主 (barons) からしばしば課税されることのないことが約束されたことは、barons が国王からしばしば課税されないと同様である。而して、第六〇条に於て国王から彼等 (vassus) に対して、あらゆる慣習と自由とが保証されたのである。然し、勿論この漠然たる形式 (Formel) が、barons の忠誠と愛国心に特に新な過重なる試練を課したるものではない。

四 商人及び商行為者にも特権が確約された (第二二、二三、三三、四一条)。然しこれ等の特権は、彼等が対 barons への奉仕としては微弱なる代償に過ぎない。然し最初の企図に於ては、即ち barons の要求せる諸箇条 (capitula quae brigest petunt) の中で商人達に与えられたなお多くの事柄

が、大憲章の最後の調整に於て削除せられたのである (Hatschek, S. 20)。事実都市の自由又は都市が曩に過大なる金額で以て買取したる諸権利は確認されたが、然し王が専制的 (任意) に課し得る強制課税 (tallagia) をロンドンその他の諸都市より徴収するの権利は保留した (第一五条)。この種の税は、王領の人民からも同様に徴収したのであるが、国王の vassals へのこの種の権利は、大憲章第一四条に於て放棄されたのである。

五 イギリス国民の大多数である農奴 (villanus, villani, villeins, Hörigen) は、最も悲惨な状態にあつた。彼等は、Sir E. Coke (1552~1634) が大憲章第三九条の解釈に主張するが如き<sup>⑧</sup>、前述の保護されたる自由民 (baronsその他) の中にあつたものと解することは全く否定すべきである。大憲章の典型的自由人 (liber homo) とは barons と knights であり、時に自由なる地主又自由市民である。農奴は全く自由人ではない。司法裁判の濫用に対する保護規定も亦自由人個々のために役立つものであつて、これ等の保護規定は主として barons 等のために制定されたものである (第一七、一八、一九条)。大憲章には各人個々に特に保護に關す

る特別の規定がある。即ち第二〇条に於て如何なる違法行為がある場合でも極めて嚴重なる賠償が課せられることがあつても、必要な生計即ち最低生活をなすに必要な財産 (contentmentum contement, Existenzminimum) を失うこととはない。農奴のためにも同様の保護規定がある。即ち前述の如き条件に於ても (嚴重なる賠償) 播種の收穫を失うこととはない (et villanus eodem modo amercietur salvo waynagio suo)<sup>⑨</sup>。然しこの農奴への保護は、政治的保護を意味するものではない。彼等が経済的に保護されることは、實に彼等を経済的に必要としたからである。農奴と財産 (主として土地) とは後見人の保護の下にある財産であるから、これ等のものを荒廃せしめないことは大憲章第四条に明記してある (et hoc sine destructione et vasio hominum vel rerum)。大憲章では農奴のことを「後見すべ農奴」(villein regardant) なる封建法的術語の意味に於てこれを財産目録の中に取扱つてゐる。

大憲章の細目を考察するならば、大憲章そのものには、従来讚美されたる如きイギリス人の自由権を保証したるものではない (Hatschek, S. 21)。かかる性格を有するもの

如くになしたるものは、特に第一七世紀の法律家であり、ここに E. Coke が牽強付会したものである。Coke は Petition of Rights (1628) の起草者であり、当時の absolutism に反対する自由主義の時代潮流に便乗したるの観があり、時代の産物とも視られる。大憲章は、第一義的には封建的貴族政治の利益のために起草せられたものであつて、必然的にやむを得ず、会々第二義的に第二線の階級を利益することになつたものである。彼等の自由確保のために、当時の法的術語である「平和と自由との尊重への安全形態」(forma securitatis ad observandum pacem et libertates) の語義が適用せられ (barons に関する第四九条)、次の機関が制定された。即ち大憲章第六一条によれば、barons の中から二五名の実行委員 (executors) が選出せられ、大憲章にある自由確保を監視し、又補欠選挙のことも定められている。二五名の委員中四名の特別委員が中心となつて、裁判官の不法を感じたる人民と王との間に立つて原告の訴えを受理し、王と王の司法長官とにその不法を認知せしむべき職務を行う。もしこの四名の特別委員がこの不法を王をして認知せしめるに至らず、又この原告の不法 (不満

の要求) を王が四〇日過ぎても認めない場合には、二五名の実行委員は国内の全 barons (communa, Gesamtbarone) と協力して、王の財産の処分を行い、これを差し押えて王を弾圧する手段を執り、原告の要求又は原告の意向に有利なる救済手段 (Afhilfe, redress) を講ずる。然し、王自身・王の妻・王の子供は如何なる場合にも危険は加えられない。この反抗権 (right of resistance, Widerstandsrecht) は封建的権利よりする「不信」(diffidentia, distrust, Mißtrauen) であり、即ち臣下が封建君主に対する敵対行為をなす寸前の臣下の服従拒否の告知権 (right to give notice or warning, Aufkündigungrecht) である。

故に大憲章は、主として貴族政治 (aristocracy) のための国王の絶対権に対する反動と解釈すべきである。大憲章が国民(公民)の自由保障を表明せるものであるとの従来<sup>⑧</sup>の考え方は、第一七世紀の革命によつて始めて起つたものである。本来かかる考え方のなかつたことは、前述の事実よりして、又当事の時代の判断よりしても明かである。更にかの所謂 “Unknown Charter of Liberties” (1215, IV. 27) の憲章の問題であるが、この文書は大憲章前の国王専制に

対して barons が掣肘をなしたるものと解せられ、大憲章の予備行動ともみられぬ。この文書の写しがフランスの古文書中に保存せられており、その又写しがイギリスの Record office に保存せられており、J. H. Round が一八九三年にこれを発見し、English Historical Review VIII, pp. 288. に公にしたものであるが、このフランスの写しが当時のフランス王 Philippe II. Auguste (1180~1223) のイギリスに於ける代表者が、多分大憲章制定前殊に barons の条項成立直前になした報告であり、その報告の別項には注目すべき左の言葉が見受けられる。即ち、

これは barons が自由を要求した Henry 王の憲章である。而してこの結果 John 王はこれを承認したのである (Haec est cartia regis Henrici per quam barones querunt libertates, et haec consequentia concedit rex Johannes.)

と。国王の対 barons への大なる譲歩が既になされたものであり、大憲章が起草されたのは、かかる事情からきたものである。

勿論、これを以て大憲章がイギリスの将来の憲法発達を阻害したるものとなすことは、行き過ぎである。このこと

を強調したるものは G. B. Adams の功績である (Adams, The Origin of the English Constitution [1912, Ch. VI]。彼は E. Jenks<sup>⑥</sup> の所説 (Independent Review [1904], IV, pp. 260) を反駁したものである。E. Jenks は大憲章を以て英国憲法発達を阻害したるものでもなすのである)。然し Adams の唱道するところの封建制度を以て英国憲法発達の主要動因となすことは、賛同することはできない。何故ならば、大憲章につづいて起つた都市邑連合 (communal unions, Kommunallverbände) の代議士選出の義務の段階 (Etappe) は、封建的権利から出発したものと見ることはできないからである (Hatschek, S. 22=23, cf. §. 17)。

大憲章の保証確保を継続することについては幾多の困難なる問題に逢着している。大憲章が保証したる封建的反抗権なるものの方法が、法的意味に於て相当厄介なるものであつた。而してこのことは、一二六三年の barons 戦争に於て唯一回のみ適用されたのみである。又大憲章が保証したる最も厳肅なる形式に於て告示している官吏の選出のことであるが、この官史 (判官・城代・州長または代官) は王の権利に通曉し、これをよく遵奉するものたるべきである (第

四五条。この条項も頗る曖昧模糊たるものであり、時に国王の専制を誘致するの虞れがなほわけではないが、然し結局は官吏等は彼等を統制するの barons 評議会 (commune concilium) の承認なくしては、何等の新しい課税をなすことができない(第一二、一四条)。後世相当有効に、この制度(承認の事)が適用されることとなつた。これが実験されたのは、Henry III. (1216~72) の治世の初めに始まり、結局はこの大憲章の評議会なるものが Edward I. (1272~1307) の議会 (Parliament) として登場し、英国憲法の恒久的構成要素(要綱)として存するようになった。

- ① J. Hatschek, Englische Verfassungsgeschichte (1913), S. 19.
- ② L. Rieß, Englische Geschichte (1925), S. 17.
- ③ 一一一五年を画期として Der anglonormannische Feudalstaat (1066~1215) Der reichsständische Staat (1215~1485) をなす、封建制國家より貴族共和國家への変遷を明かにする (Rieß, a. a. O. S. 10~28)。
- ④ W. S. Mckechnie, Magna Carta a Commentary on the Great Charter of King John (1905), pp. 113, pp. 565.
- Edward P. Cheyney, Readings in English History drawn from the original sources (1922), pp. 121~122. 自由証書

二・三・四・七条参照。この自由証書は Charta の形式であり、その Writs の形式をなすもの。Thorpe, Ancient Laws and Institutes of England, vol. I, pp. 497-502; F. Liebermann, Wörterbuch "breve" 4.

- ⑤ F. Liebermann, a. a. O.; Mckechnie, *ibid.*, pp. 113, pp. 567.
- ⑥ St. Dunston (+988) は、九三五年 Glastonburg (in Somerset shire) の僧院であり、後に Canterbury の大司教となり、九八八年五月一九日に歿す。Benedikt 派の僧。ヘンリーの宗教改革の有力なる先駆者。
- ⑦ Hatschek, a. a. O. S. 19; Memorials of St. Dunston [Doll Series] p. 355.
- ⑧ Mckechnie, *ibid.*, Art. 39; G. B. Adams, The Origin of the English Constitution (1921), pp. 262. cf. Constitutio Konrad II. (Edictum de beneficiis) (20 Mai 1037) "Nullus miles, , , , sine carta et convicta culpa suum beneficium perdat, nisi secundum constitutionem antecessorum nostrorum et iudicium parium suorum." (No soldier shall lose his benefice without a charter and a convicted crime, unless according to the constitution of our ancestors and the judgment of his peers.)
- ⑨ 教令評議のロイヤル Mckechnie, *ibid.*, pp. 125. Henry I 次第の条讀譯語を参照。
- ⑩ barons (baro, tenant in capite) の身分階級については、大野真義、ロイヤル・カナルと罪刑共済主義(阪大英学三三号)

三十一—八頁。原田慶吉『ヘンナ・カニタの解説』『國家學全集雜誌』  
六一卷四号) 三九頁。Mckechnie, *ibid.*, pp. 233. 參照。

⑩ vassus 44 Celtic origin vassallus

⑪ tallagia 2 交關するの 44 auxilia 2 44 2 tallagia…… a  
toll or custom duty, Zwangsabgaben, auxilia……die freiwillig  
gewährten, lehnsrechtlichen Unterstüßung. (Hatschek, a.  
a. O. S. 20).

⑫ Mckechnie, *ibid.*, pp. 437~441; E. Coke, Second Institute  
of the Laws of England (1641), 17th ed. (1817), p. 46 cit.  
by Mckechnie, p. 442; Hatschek, a. a. O. S. 20; 大野真義  
前掲, 四八—九頁, 五三頁。

⑬ Contenementum……Norm-franz “Contentance” の 44 語を  
44 (ニホン化)。この語の語源は疑わしき J. Trait, English  
Historical Review XXVII, pp. 725—cit. by Hatschek, p.  
21.

⑭ waynagio 44 norm-franz “gagnage” の 44 語を 44 (Hat-  
schek, a. a. O. S. 21)。Mckechnie *ibid.*, p. 334. 2 44 waynago  
なる訳語を用ひたる。

⑮ 大憲章には Communa regni (L. communia) の語がある。当  
時のこの語義は一定の目的をもつ人々の連合 (confederatis)  
を意味し、殊に武裝的反抗同盟 (conjunctio, unio confirmata  
by an oath, Zusammenschwörung, eidliche Verbindung)  
を意味する。これと并に、この語は一地方団体 (municipal  
corporation, Lokalverband) の自治的協同団体 (Kommunale

Organization) 2 用ふるはる (Round, Geoffrey de Mad-  
deville [1892], pp. 116, 357, 373 cit. by Hatschek)。同書  
中のニホン語に於ては、この語は第一義的の意味に使用されて  
いる。ヘンニに於ては、この二個の意味がよく融合してある。  
conjunctio に於ては、beschworener Friedenbrief=erste  
Erzeugnisse städtischer Autonomie を意味する (Hatschek,  
a. a. O. S. 21)。同書に communa の語はヘンニの上段を  
意味するに用ひたり。Hatschek, a. a. O. § 17. S. 207 ff.  
に詳細を述べたる。

⑯ Hatschek, a. a. O. III. Abschnitt. 大野真義『ヘンナ・カ  
ニタと罪刑法定主義』『版大法學』二七号(七三頁以下)。

⑰ J. H. Round, English Historical Review, VIII, pp. 288;  
Mckechnie, *ibid.*, pp. 202~5, pp. 569~70; Hatschek, a. a.  
O. S. 22; 大野真義『前掲』『版大法學』二三号) 三四頁。  
⑱ Laws and Politics in the Middle Age, London 1898. の  
著者 44 。

⑲ M. E. a. OE. parlement speaking, Plantagenet 王朝初期  
に於ては、國家重要事の討議機關をなした (N. E. D)。

## 二、大憲章の開展

Henry III. (1216~72) の治世は、王權の強化・官吏の任  
命(第四五条)のことに始まり、不当課税の問題が起り、大  
憲章は一二一六年・一二一七年・一二二五年に相ついで新



たに布告せられ、而して一二三七年に改めて確認 (confirm, bestätigen) せられ、より Edward III. (1327~77) 時代に及んでゐる。

かくの如き頻々たる大憲章の新たな布告と確認とが行われたことは、王権強化の官吏任命の不適当なるがためである。既に一二一六年の布告は、国家の危急を理由に大憲章の重要な条件が除かれている。特に国王の長男の騎士任命式と王女の結婚とに対する献金、又王が捕虜となつた場合の保釈金の古来の伝統的支払以外の封建的課税には一般評議会 (Commune Consilium, Common Council) の協賛を必要とする旨の箇条(第一二条)が取除かれている。かかる一般評議会の召集は、大憲章第一四条によつて王に義務づけられているものである。しかるにこの重要条項は、一二一六年の新たな布告 (Newedition) によりて消滅してゐる。これと共に王権強化の第四五条により、官吏は王によつて任命されることとなつた。王殊に摂政の William Marshall, Earl of Pembroke (+1219 v. 14) は、次の機会に於て相ついで barons 階級の譲歩を進捗せしめるために自由を手腕を振うに至つた。かくして大憲章の再確認の問題<sup>④</sup>

が起つたのであるが、一二一七年九月二三日の Merton に於ける barons 会議の決議によつて、国王との間に一二一七年十一月六日の所謂 The great Charter of Henry III. 四七ヶ条及び森林自由憲章 (Charta de libertatibus forrestae) 一七ヶ条が St. Paul 大伽藍に於て布告される結果となつたのである (Meekemie, pp. 580-589; Hatzschek, S. 23=24)。

この第二回の大憲章の確認に於て、大憲章第一五条のことが barons によりて承認され、又対 John王の barons戦争に於て barons に味方をした諸都市は、決して破壊されなざることとなつた。Henry III. 治下の barons 戦争に於ては、諸都市は英国憲法史上重要な役目を演じてゐる。

Edward I (1272~1307) 治下に於ては諸都市は、Wales 及び Scotland に対する城砦の役目を果してゐるのである<sup>⑤</sup>。

後日大憲章の各項がその効力を復旧するに至つたことは (一二六四年の Simon de Montfort の運動・三五年の Parliament の開会・一二八二年の課税協賛権公認)、英諸王と各階級との間断なき協定の結果であり、又当時の社会事情によるものである。この社会事情なるものは、Henry III. の如き無思慮にして底意ある遁辭に巧な統治術を以てしても、猶かつ

これを無視することができなかつた。よし協定の内容に変更があつたにせよ。かくの如き協定が成立し、国王が常にこれを確認する必要性があつたことは、時代的觀念 (Vorstellung) の変化しつゝあつたことを物語るものであつて、この時代的觀念の解釈が大憲章を以て国王との協約でなくして、むしろ国法として国王に対し必然的に拘束力のあるものであると解釈するに至つたのである。<sup>④</sup>

責任内閣制 (ministerial responsibility, Ministerverantwortlichkeit) の問題も、その萌芽は大憲章第四五条に現われていると解すべきである。Henry III. の未成年時代に於ても、殆ど独裁的時代に於ても、責任内閣制は廃止されてはいない。一二四四年、一二四八年又一二五八年以後の議會の要求によつて選出された最高の諸大臣もこの線に沿つて行動している。この願望は、当時の一つの政治詩にも現われている。

Henry III. の後半期に於て大憲章にある王權掣肘機構の恢復をみるに至つた。明かに掣肘の態勢である。無責任なる王の顧問達即ち Provence (南仏) の人達や Poitou 生れの王の寵臣 (王の母及び妻と同郷人) に對する barons の憤

激が、遂に Simon de Montfort (1208~65) の指揮の下に barons 戦争 (1260~1272)<sup>⑤</sup> を惹起するに至らしめた。これより幾一二五八年六月一日の Oxford 議會 (所謂熱狂議會 Insane Parliament) に於て Simon de Montfort の指揮の下に Oxford 条例 (Provisions of Oxford, 1258)<sup>⑥</sup> を国王に強要して、行政と憲法の制定並びに改正の権能を二四名の barons の委員会に委嘱することとなつた。この委員会は、国王によりその半数を又 barons により残りの半数を選出することになつた。この Oxford の暫定行為 (provisio facta apud Oxoniam) が与えた制定 (Verfassung) は極めて寡頭政治的 (oligarchisch) なものである。殊にこの委員会によつて全國家の権能がその手に握られ、第三回到會合する議會 (Parliament, Baronenversammlung) の権能もまたこの常設委員会の手に委ねられるべき原則によつて支配せられることとなつた。更に barons の寡頭政治的色彩を濃厚にしたものは、前記の二四名委員会の外に、王の側近の一五名の barons の常設委員会があつて、王の行動を制御し、更に二二名の barons より成る常設の委員会があつて、この二者は議會の開會中、又は時に非開會中に於ても barons 領 (Baronenschaft) の諸経

費の節約の爲めに (pur esparnier le cust del commun = un der Baronschaft die Kosten zu sparen) 会合し、又国家の一般安寧のことを協議することとなつてゐる。これ等の二四名委員会は、封建的賦役 (consuetudines, customs, Feudalsystem) に就いて討議可決することになつてゐり、又教会制度の改革を実行することになつてゐる。これ等の五人会と二人会とは暫定的の施設として考えられたものである。その他議會に対して責任を負ひ、年々交替される國務大臣 (Minister des Reichs) が如何にして任命されたかは、当時の事情の研究の重要史料である年代記編者の記事、又 Mathews Paris or Parisiensis (c. 1200~59) の Chronica Majorica の研究によつて明かにされてゐる。これ等によれば多分國務大臣は議會より選出されたものとみるべきである。

既にこれ等の委員会の優越権が新制度の寡頭政治の特質をよく現わしているが、更にその本質が左の事実によつて眼前に高く展開されている。即ちこれ等の委員会は、選任された barons がこれ等の委員を兼職してゐることである。故に全運動の指導者である Simon de Montfort は更に広

義の利害の代表者であり、大臣の制御者であり、彼の希望が一二六五年の革命運動中に貫徹したことを考えれば、この寡頭政治的意義は最も重要な意義をもつものである。

一二五八年の Oxford 条例に対して、一二五九年一月に Westminster 条例 (Provisions of Westminster) が行つた小改革は、単に武士階級 (Ritterschaft) を引つゞき改革の味方としたのみで、殆ど言うに足らぬものである。このことは Simon de Montfort も予見してゐる。所謂「下級武士」 (bachelaria Angliæ, bas chevalier, knight bachelor, simple knight) なるものが、国王及び国王の助言者に対立する議會に於て必要な議席を獲得する意味に於て満足したのである。Simon は政府を彈射する力をもつてゐたから、彼は彼に好意をもつてゐる barons の階級と高僧の外に各州 (county, shire) と都市の代表者を更に各都市邑連合 (communal corporation, Kommunalverbände) から二名の代表者をもとに、一二六五年一月二日に Westminster に議會を召集した。これは、実にイングランド議會の濫觴である。Simon de Montfort の一生は恰も一個の流星の如くであり、彼は太子 Edward (後 Edward I) と戦ふ Evesham

に陣歿した。Edward I. (1272-1307) は賢明にして精力絶倫な王である。王は国内の無政府状態を一日も早く安定せんと欲して一二九五年各州の州伯 (sheriff, OE. scir-geréfa) に命じて各州の代表者・各都市邑の代表者各二名宛を選出して議會に送らしめ、枢密院 (Privy Council, Kromrat) の議に加わらしめ、又議會 (Parliament = Great Council) の協議に与からしめた。Edward I. はこの頃より議會奉仕 (to serve in Parliament) を務め、一二九七年 (Ghent) より「自由確認」(Bestätigung der Freiheiten) の勅令を發して議會制度を是認した。Edward III. (1327~77) の時に百年戦争が起り、国事多端、國費を要するに多大なためのみあつたから、王は課税や法律制度などに關し皆議會の協賛を経た。この頃からshireの代表者(Gratschaftritter)及び都市邑の代表者の為めの会合所が提供された。これがHouse of Common の起りである。

④ ノルマンの太子 Louis VIII. (1223~26) (Philippe II. [1180~1223] の王子) が叛乱を起す。barons と權を争ひなす。英本土で起つた、英本土の戦争と叛乱とを補助してゐた。

⑤ H. J. Lawlor, English Historical Review, 22, pp. 514; Powicke, English Historical Review, 23, pp. 232—cit by

Hatschek, a. a. O.

⑥ Hatschek, a. a. O. S. 24. 戦世の重要性に就いては、Hatschek 及び Lowe-Pulling, Dictionary of English History (1910) pp. 233. の豊富な参考文献を指摘してゐる。この頃から築城の事業は、英國では王権の独占するものとなつたが、大陸殊にドイツに於ては地方の諸侯及び都市の手で辦するものが始つた (A. Collin, Befestigungshöhe und Befestigungsrecht, 1911)。

⑦ G. B. Adams, *ibid.*, p. 289. cf. "Omnes dixerunt quod nunquam viderunt talem causam, nec constabat eis, nec scierunt si aliquid contineretur in carta libertatum de hujus modi casu, ..... nec in iure scripto (rom. Recht) aliquem talem casum viderunt." (All men said that they have never seen such a law-suit, nor it was certain to them, nor they knew whether something was contained in charter of liberties about such a case, ..... nor they saw any such law-suit in the written law.)

⑧ この語は、Lewes 戦 (1264) (Simon de Montfort と國王 Henry III. との争ひ) — Edward P. Cheney, *ibid.* pp. 222~25) 直後に書かれたものである。Wright, Poetical Songs, pp. 112.

⑨ Matthew Paris, St. Albans Chronicker, Chronica Majora, R. S., vol. 57 pp. 4, pp. 181 et. seq. cit. by Edward P. Cheney, *ibid.*, pp. 217~224.

⑩ 一二七八年より Oxford に於て Simon de Montfort の下

barons 會議に於て起草されたものである。Hatschek, a. a. O.

S. 25; Edward P. Cheyney, *ibid.*, p. 222.

⑧ Edward P. Cheyney, *ibid.*, pp. 217~224. Wats, *Chronica Majorica* (London, 1640).

⑨ Stubbs, *Constitutional History of England* (1940~46), vol. II, p. 80. 前述の根本史料は Bémont, Simon de Montfort (1884) pp. 162, 231; Prothro, *English Historical Review*, vol. I, p. 163 cit. by Hatschek, a. a. O. S. 25. 參照。

⑩ Bémont, *ibid.*, p. 231; Prothro, *ibid.*, cit. by Hatschek, a. a. O. S. 25.

⑪ shire [OE, scir=OHG, scira] In old English times, an administrative district, consisting of a group of hundreds or wapentakes, ruled jointly by an ealdorman and sheriff, who presided in Shire-Moot. (S. O. F. D.). shire=ealdom =Grafschaft.

⑫ Rief, a. a. O. O. S. 17~18; Edward P. Cheyney, *ibid.*, p. 226.

### 三、選挙制

大憲章にある平和保証のための二五名の barons 選出のこと(第六一条・第五二条)、又一二九五年制定の各州よりの代表者 (knights) 及び都市邑の代表者選出のことであるが、これに関する由来の攻究は重要な意義をもつものである。

大憲章發布の年、一二一五年の十一月には、教皇 Immo-

centius III. (1188~1316) を議長とする宗教會議(Synode)が

ローマに於て開催された。会場のものは、全教徒の代表者

として四一二名の司教(その中 Constantiople と Jerusalem

の二総大司教 [Patriarchen] が出席、Antiochia は病欠の為代表

司教、Alexandria と Saracens 支配下にもつて出席不能、七一

名の大修道院長 (Abte) と八〇〇名の修道院長 (Prioren) が

出席し、その他神聖ローマ皇帝、仏王、英王、ハンガリア

王、Jerusalem 王、Cyprus 王、Aragon 王等の諸国の使節

として諸侯貴族 (Magnaten) 都市邑の代表者多数が出席し

つゝ、(Chronik Burkhard's von Ursberg [Mon. Germ. Script.

XXIII 378]—Teubner, Quellensammlung, II, 33, S. 21)。

時恰も教会政治時代 (Hierarchisches Zeitalter) (一一一一

三世紀) であり、神学に於ては Anselmus (1033~1109) が

実相論を唱道し、天国への憧憬は轟々天を摩す Gothic

の寺院の建築の興隆を促し、教皇は寺院建築に於て大宇宙

を象徴する小宇宙の構図を求めて、神の代表者としての創

造者を以て自ら任じ、教皇 Gregorius VII. (1073~86) が出

づつて皇帝諸侯を威圧し、つゝ Immocentius III. (1198~

1216) が出てて教権は絶頂に達した。彼は教会と国家との關係に関する勅書に於て (1198, X, 30) 「教皇は日の如く皇帝の月の如し、日ありて月はその光をたもつ」と宣言し (C. Mirb, Quellen zur Geschichte des Papsttums, 326) 「ヤンセン鑑には「皇帝は教皇の乗馬の鏡をとるべし、皇帝は教皇の爲めに必要な限りに於て帝位は有効である」 (Sachsenspiegel bei Mirb, 345~347) と。従つて「教皇は英王 John を破門し (1209) 、「仏王 Philippe II. (1180~1223) に命じて在仏英領を没収せしめ (1212) 、「更に英独 (Otto IV.) 同盟軍を Bouvines に於て撃破してゐる (1214, VII, 15) 」。John の敗戦が Magna Carta 成立の有力な契機をなしてゐることは明かであるが、当時の欧州一般の社会状況は、先ず宗教的契機を無視して論ずることができない。

大憲章に於ては (第六一条) 、「barons 会の二五名委員の選出のことを規定し、二五名委員が barons の代表機関として強力な発言権をもち、即ち「全国の団体と共に」 (cum communa regni, with the whole community of the country) とあり、又一二二九年の Parliament に於ける各州の代表者及び都市邑の代表者選出の由来も宗教的契機にその要因

を求めるとは、妥当の見解とみるべきであらう。Hatschek の研究によれば、主として各州の代表者殊に都市邑の代表者選出の由来は、教会制に範を採つたものでなからうかと云つてゐる (Hatschek, S. 26) 」。Simon de Montfort は、かくて彼の規範は Lincoln の司教 Robert Grosseteste (1175~1253) の説を基礎としてゐる。又曾て Grosseteste が Simon に対して國王と僭主 (tyrant) との相違に關する「覚書」を呈上つてゐる。

然らば Robert Grosseteste の代議思想は何処より由来したか。この問題は何人も明確に答えることは至難であるが、Hatschek は Grosseteste が当時最も親交のあつたフランス・スコ教団の教団組織に於ては早くより代議制が行われたるものの如く、彼等は一二三九年には既に彼等の一般僧会 (Generalkapitel) 及び地方僧会 (Provinzialkapitel) が代議制を基礎として完成してゐるのである。

① Burkhard 44 Augsburg の西方 Ursberg の修道院長代理であらう。一二二一年—一二二九年間のイタリヤの史料を蒐集した。

② communa totius terrae の解釈に關しては Mckechnie, *ibid.*, pp. 553~4, 參照。

③ *Mailland, English Historical Review*, 1896, p. 317, Song

of Evesham の研究 ; F. S. Stevenson, R. grosseteste, 1899, p. 273.

④ H. Holzapfel, Handbuch der Geschichte des Fraziskanerordens, 1909, S. 185. "Der Orden hatte jetzt der früheren absolutischen eine Konstitutionelle Regierung bekommen, und zwar genau besehen, die rein parlamentarische Regierung."

#### 四 Anglo-Saxon の身分構成 (c. 450~980)

英国封建国家 (1066~1215) の身分構成に就いて論ずる必要がある。Anglo-Saxon 国家 (七国王 Kent, Sussex, Essex, Wessex, Eastanglia, Mercia, Northumbria) 時代 (449~1066) にはこの間に (I) Danes の征服時代 (980~1016) が挿入し、その後 (II) Norman Conquest 時代 (1066~1154) に於て封建制度が完成し、次いで (III) Plantagenet 朝時代 (1154~1485) に及ぶ次第である。Norman の征服は Danes の征服と同じく、従来の複雑な諸階級・土地給与形式を簡易化したものである。これと共に相当多様の経済的依存関係を生じたことは Domesday Book (1085~86) ①の土地所有・農民の事情説明のところに明示されている。

Anglo-Saxon の征服によつて England に於ては Germani 殊に Sachsen, Friesen, Thüringer と同じく三個の身分の構成をもつていた。即ち左の如くである。

- 大陸に於ける England に於ける
  - ethelingi ..... eorls (貴族)
  - frilingi ..... ceorls (普通自由民)
  - lazzi ..... laets (賤民)

奴隷はこの賤民 (laets) の中にある。彼等には土地の財産 (Grundigentum) がなく、又宣誓能力 (領主・君主と対し) もない。教会の勢力が普及すると共に始めて領主に対して刑法上の保護を受くに至つたのである。

この身分構成のことは Kent 王 Aethelberht (560~616) 法に於て明確に現われている。②これ等の身分構成の差別性の決定は、殺人賠償金 (Wergeld) ③の額によつて決るものであつて、これ等の三階級の間にも更に詳細なる差別がある。貴族 (eorlas, eorls) にも四階級があり (Aethelberht, 75) laets にも三階級がある (Aethelberht, 75)。かかる身分の差別は大體に於ては Germani の部族 Alamani, Langobardi に於て近似のものを求めべく、又殊に貴族に就いては大陸の

Sachsen の社会事情と比較すべきものがある (Harschek, S. 39~41)。œ Belling (貴族) なる語は、八世紀頃特に好んで用いられた語であるが、この場合は王族を呼んだものであり、これより以前には明かに更に包括的の意味のものであつて、王 (又は王子) の重臣 (thane) に屢々用ゝられてゐる。thane (O. E. Þegn, Pezen, Ten, O. Tent. Þegnus, Gr. *τερον*) は、王の直臣又は軍功の卓抜なるものである。而して典型的自由民は、Anglo-Saxon 国家社会に於ける ceorls である。thane は ceorls の上位にあつたものである。ceorls は軍隊の中堅をなすものであつた。laets は主として被征服民族から成立せるものであつて、彼等の多くは ceorls と ceorls と共に Sachsen の故郷から渡航したものであり、又は Keltisch-Romanisch Bevölkerung (ケルト・ローマ系) の被征服者である。然しこの laets の最高階級のものには Wergeld の権利を有してあり、半自由民 (Halbfreien) の位置を占むべきである (Æthelbert, 26)。

Anglo-Saxon が定住するに及んで社会制度が複雑となり、益々身分の差等を生ずるに至つた。故に Ines 王時代即ち七世紀後半には hide (Hufen) を所有する貴族も生じて

つゝる。就中屬従制度 (Gefolgschaftswesen——cf. Tacitus, Germania; Liebermann, Sachglossar, “Adel”) が発達して来たことである。これは Danes の侵寇防禦の目的より出たものである。従来より広範囲に財産分配手続 (Abschichtungsprose) が Ælfréd (849~901, Edward (d. 924) の治下に於て行われた。この頃、自由民 (ceorls) が thane 即ち王の近侍の武士 (Gefolgemann des Königs) に榮進したものが多く、世襲的高級の公職貴族 (Amtsadel, higher class of officials) が成立してゐる。その重なる代表者を gesi-Þeundman とする。従つて、彼等の Wergeld の額も激増してゐる。自由民の段階が七世紀の終り以来、Ines 法に sixhyndman (600) と twelfhynde (1200) の差等を示し、Ælfréd 法はこの差等が屢々現われてゐる。Ælfréd 王時代には自由民の階級が大体に於て、twinhynde (200), sixhynde (600), twelfhynde (1200) の三段階であつた。被征服者たる Wales はこの圏外に置かれてゐる。Wergeld は Kent に於ては Merovinger 王朝の標準にならうして金本位、Wessex 及び Mercia に於ては Wessex の silver shilling の銀本位を用ゝしてゐる (Harschek, S. 41)。Wales の位置を騎兵として王





このことは Danes の一戦士 (Höldr) に 4000 Tremissen の Wergeld が許容されていた。この額は English の thane (secular thane) 又は宗教の thane (ecclesiastical thane = English priest) の二倍である。自由民は 266 Tremissen である (Norse law Chap. 4. 5. 6)。Danes に於ては戦士と農民との区別は判然たるものがない。何人が twelfthynde であるか、何人が twilynde であるか明確でない。Cnut 王 (1016~35) は一〇二〇年の法典に於てこの点を明確にした。<sup>③</sup>

Cnut 王は England に於ける大司教・副司教・王の伯 (earls) 而して全国民僧俗に 1200~2000 shilling Wergeld の資格を与へこれ等を厚遇した。

Anglo-Saxons 対 Danes の対立の激化は単にこの Danes の武士階級の尖鋭的出現にのみ帰すべきでない。Edmund 王 (841~70) 時代以来明かに完全に行われた門閥関係 (Sippen-Verband) の崩壊と云うことが Danes の武士の Wergeld を向上せしむることとなった。この従来の門閥を崩壊せしめることは、両民族の境を接する方に於ては特に恐嚇的手段によりて行われたと思われる。これは国境方面の安全強化の爲めに、武士の Wergeld の高揚が行われたこ

うは Franken が Frießen 及び Sachsen に対して行つたと同性質である Vinogradoff は云つてゐる。England に於ては同様のことが Dunsæte, Walliser in Hereford (Wales の東部) 等に行われたと Liebermann (Archiv, f. Neuere Sprachen. 102. S. 278) が云つてゐる。この二つの契機が Anglo-Saxon の身分構成を簡易化するに貢献した。前述の sixtynde は消滅したから Cnut 王の改革方式では最早 sixtynde は認めない。然し時代の開展と共に Danes の定住化と結合して、封建化の先驅をなす重大な経済事情即ち莊園 (manor, Gutshof) 及び領主 (Gutsherr) の勢力を生じた。要するに莊園化の生じたことである。

一一世紀の初めから即ち Norman 征服前に二個の記念すべき法典が当時の England の身分関係を知るに役立つ。その一は "Rectitudines singularium Personarum" (Rules of various Persons) の公文書 (Schrift) である Liebermann によれば 960~1060 となし、Vinogradoff によれば一〇二五年頃の編さんとする。身分法 "Gebyncbo" (ibe den Ehrenrang) は 1029~60 年間に編さんされている (Hatschek, S. 43)。この二者によりて以下の如き身分構成

が区別されてゐる。

(一) 高級の貴族である。bishops (司教) と eorlas から成りつゝゐる。一〇一一世紀のこの eorlas は Kent 邦の eorlas とは共通のものではない(各邦以外)。この eorlas は一個の官職の品位 (Amtswürde) である。この子孫が貴族の素性を示したのみであつて本来は世襲すべきものではない。

Danes の thane として立身して、thane の品位を身につけ、そのはこの貴族の身分たる eorl (伯爵) の称号と権利とをさかす。この eorl は (Faet he weart to eorle = dann genof-er forlan Grafenberechtung) (GeFync Fo, § 5. Hatschek; S. 43)

eorl の特権は各種ある。平和の破れた場合には保証金 (borg = pledge, caution-money) 即ち防禦 (mund = protection) として國王が eorl に対して支払ふべきである。一般貴族は pounds (= 96 weseax shillings) を hlaford (private lord) は 5 pounds を、大司教は 3 Pounds を要求する。この eorl は (Cnut II, 58) eorl の鬭争又は家宅侵入 (burbyce) は嚴重に処罰されることは、他の貴族の場合と同様である。eorl の Wergeld は一般貴族の約一倍である (Nor Pleoda loga,

§ 3. 5) (Hatschek, S. 43) eorl 即ち Eadgar 王 (959~75) 時代に於ける ealdorman の職務の一部は軍務である。一部は行政的行政上のものもあつた。

(二) 國王の thane (thain) の身分は eorl (伯爵) の下位にある。然この貴族の身分は特殊のもの (karr&e0k777 = special) である。特権的 Wergeld を受ける (普通は 1250 weseax shilling) 又賠償 (borg, Bußen) の権利を身につける。彼等の誓約された特権は 6 eorlas (普通自由民の六倍) に匹敵する。この Leges Henrici 64. 2b に明記してある (Hatschek, S. 44) 即ち

“thaini iusurandum contravalet iusurandum sex villanorum; et si occideratur, plene vindicaretur in sex villanis, et si emedaretur, eius weregydum est sex villanorum weregydum.” (The oath of a land-owner is valid against the oath of six villains, and if he is killed, he would be fully vindicated in six villains, and if he is emended, his money-value is that of six villains.)

この thane の財産は十世紀に於ては既に世襲である。然し自力によつて更に財産を入手する。この Leges

Henrici は一二世紀の作であるが、一〇一一世紀の法的事  
 情を記載してゐる (Liebermann, Gesetze I. 464)。thane<sup>④</sup> の  
 身分は元來国王との扈從關係 (comitatus, Gefolgschaftsver-  
 hältnis, Gefolgschaftswesen) に由来するものであるが、Bede  
 or Baeda 時代 (673-735) に於て England 国王が thane の  
 身分に土地の分与を行つて居り、その一人に国政を委ねて  
 いる。然るに一〇世紀に於ては thane の称号 (title) をもつ  
 ものが急激に増加してゐる。このころは Frank の封建制に  
 範を採つた恩貸地制 (beneficium, Benefizialwesen) の流入に  
 由来する。今や法文上 thane の名譽も階級 (Ehrentang)  
 が重要視せらるゝに至り、thane の身分を買ひとることもあ  
 きたことは時代の經濟的進展によるものである。従つて  
 thane の数も著しく増加してゐる。(GeFyrc Bo, Ehenring  
 § 2; bei Liebermann. I. 457) 即ち普通自由民 (ceorlas) が土  
 地 5 hides (OE. hid, highd, G. Hufe) を完全に所有するもの、  
 又は王に対し特殊の役目をもつものが thane に昇格する  
 (Liebermann, I. 461)。又 5 hides の所有者が王の遠征に従  
 軍し名譽も功績を立てた場合には、200 Tremissen が償  
 われる。これ等の有資格の子孫もまた thane の位階を所有

するものが、Norse-law § I. Liebermann, I. 461)。

thane の義務に就くは “Rectitudines” § I. (bei  
 Liebermann I. 444) に曰く、thane の権利と義務とは賜地  
 bocland (bookland) より来るものといふこれに對しては  
 三つの義務がある。即ち国土防禦の軍務 (fyrdforæld, Land-  
 wehrheerfahrt)、城塞構築 (burhbole, Festungsherstellung)  
 而して橋梁構築 (brycegeweor, Brückenwerk) などがあるがこれ  
 である。軍務 (fyrd, ferd [OE], the obligation of military service)  
 の義務程度は土地の所有が最低 5 hides によつて定められ  
 る。詳細のことは王命によつて土地の所有高によつて決定  
 されるが、軍事上の義務以外に thane は議會 (Witan Land-  
 versammlung) に出席して国王の助言者たる重大な職務を  
 負つてゐる。この際 thane は comes か minister の名称  
 の下に登場する。多分 minister の称号は未婚者にして相  
 続分を分与せざるものが用ゐたものといふ (Hauseck. S.  
 45)。

王が thane をもつてゐるのみならず、各大貴族も bishops  
 等もまた thane をもつてゐる。前者を cyninges Begnas (king's  
 thanes) 後者を medeman Begnas (thanes of middle class,

Thane mittlerer Güte) に於ては、(Cnut II, 71. 1 u. 2. cit. by Hatschek S. 45)。

④ Rectitudines S. P. の身分構成によれば、thanes の下位に ceorlas (common free-men, Gemeinfreien) があつた。彼等は本来自由民であるが、荘園化の過程 (Manorialisierungsprozess) が既に彼等を掣肘してゐる。如何となれば彼等は geneat と gebür とに別れてゐる。geneat (小作人) は領主に対して土地 (gafol land) 代としての小作料 (land gafol) と乗馬勤務 (riding services, Reiterdienst) と不時の雑役が義務である。gebür (隸農) は colonus であつて領主から時々土地使用に要する財産の各裝備即ち農具・播種・家畜などを享受され、これ等のものに対して荘園 (ME. manor, Gutshof) (Vinogradoff: yardland) に於ける厳正な勤務をなさなければならぬ。この二者の下位に cotsetla (水呑百姓) (cotsetle, Kötter) があつた。この者は自由に使用し得る耕地を所有してゐた。(geneat と gebür は hide を所有する。) 又何等の地代を支払ふことはないが、ただ荘園に於て日々

の労役をなすのみである。  
gebür (隸農) は cotsetla (水呑百姓) とは一歩の差である。

Rectitudines (4, 3) には次の如くしてゐる。(Hatschek, S. 45)。「gebür の死亡の時は、彼の残したすべてのものは彼の領主がこれを保有する」と。然し gebür と cotsetla の區別は常に徭役人 (sene, servant man, Knecht) としての差によつて區別される。即ち gebür の徭役は厳正に一年を通じて毎週二日は働かねばならぬ。但し春秋は毎週三日である。彼に課せられた徭役の選択は、領主の執事 (voigt) の手の中にある。その他彼は各種の耕作をなさねばならぬ。即ち秋期には毎週一エーカー (一人が午前中耕し得る地積 = Morgen) を又一年を通じて荘園の三エーカーと彼の小作奉仕 (gafol yrþ, Pachtpfing) を果たさなければならぬ。而して播種は彼の私財より供給し、又命令勤勞 (to býnyrþe, Geheißarbeit) として三エーカーを、又乾草代 (to gacyryrþe. = Entgelt für Heumachen) として一エーカーを耕作せなければならぬ。

然し Rectitudines には gebür は geneat & cotsetla とは異つてゐる旨は記載してゐないが、gebür は自由人である。彼の依存性は単に経済的のものに過ぎない。この時代 (Rectitudines) に於ては王の裁判官が gebür を保護せない場合には領主が裁判官となつてこれを保護する。領主の勢

力(Gewalt)と公免(Immunität)とが融合を来たした時であつて封建化が完成に近づきつゝあつた時である。cotsetlaも敵正な衛役を課せられてゐる。又一年を通じて二ヶ月は荘園に奉仕せねばならぬ。收穫期には必ず一週に三日間のみならず、他の場所に於ては連日勞務せねばならぬ(Liebermann, Sachglossar, "Kötter" 7) (cit. by, H. S. 46)。

㉔ gebūr u cotsetla (Kötter) uのトは農奴的奴隸が存在する。彼等の多くは奴隸階級(Beov)から由来したものである。

㉕ K. Rhamm, a. a. O. S. 710. cit. by Hatschek. S. 42.

㉖ uの漢字は Vinogradoff の漢字は York の Haldan 王の臣國に Danes (North people) の漢字は北人(North people) u Englishmen u Wergeld の漢字は北人種とす。 (Growth of Manor. p. 131)

㉗ Tremissen (thrymas) の漢字は Wessex shilling 2000 : 12 00 thrymas の漢字は Vinogradoff, ibid. p. 131)

㉘ F. Liebermann; Die Gesetze der Angelsachsen, 2 Bde. I. Hälfte (1906)

㉙ (F. Liebermann; ibid., B. I. 273.

㉚ Vinogradoff; ibid., p. 172.

㉛ geldingdo, (AS), dignity, rank, office.

㉜ Earl. [OE. eorl = OSax. earl, a man. ON. earl, later iarl, nobleman, chieftain. OTeut. erloz]

漢字 1. OE に於ては A Man of noble rank, as dist. from a eorl. 2. OE. A Danish warrior. 2. OE. A Danish

under-king (see Jorl) hence later the governor of one of the great divisions of England, as Wessex, Mercia, etc.

(In this sense = Alderman 譯)

3. After the Norman Conquest taken as = L. comes, Count. ㉝ Applied to all feudal nobles and princes bearing the Romanic title of nobility ranking next below that of marquis and next above that of viscount, and corresponding to the European Count OE. (Oxford. S. E. D.)

㉞ eorl. A Danish title corresponding to the Native eorldorman. (Bright, Anglo-Saxon Reader (1958), p. 275)

ealdorn-mann, ;, ;, alderman, chief, ruler, magistrate, chief, officer of the shire (Bright, ibid. p. 271)

漢字 1. 王の臣國に Danes (North people) の漢字は北人種とす。 2. 王の臣國に Danes (North people) の漢字は北人種とす。 3. 王の臣國に Danes (North people) の漢字は北人種とす。 4. 王の臣國に Danes (North people) の漢字は北人種とす。

㉟ thane : OE. Þeazn, Þen. OTeut. Þegnoz. orig. child, boy, lad. Pre-Teut. tekno (cf. gr. Teknon. 1. OE. þeazn u þeazn Christ の漢字は 2. military servant, soldier の漢字は 3. Anglo-Saxon 期に於ては軍政官の王に及ぶ人 (superior) の漢字は 4. 後に階級化して eorl (ealdorman) の漢字は

lat. ceorl の地位を与へるに因る。

⑩ Baeda (673~735) : 姓家ノ顯著ノ Benedictus 派ノ bishop, abt of Wearmouth, 後 Tarrow の修道院に赴き生涯の大部分をこの地に過す。最初の英國史 “Historia Ecclesiastica Gentis” の著者 (Anglo-Saxon Chronicle year 755)。

⑪ hide (OE. hid) (Hufe) 之ハ household, family の意。30~60 Morgen, 100 acres (NED), 120 acres. Hufe 毎 Pfug, 一丁の鋤が一年中に耕作し得る地積。

⑫ Witan : OE. of wita, wiseman, councillor. Witan = the members of the National council in Anglo-Saxon times; the council itself.

⑬ Vinogradoff; ibid. pp. 232~233. Liebermann: Sachglossar “Bauer”. Geneat companion, “Genoss” an der Dorfgemeinschaft [community]-Bright. ibid. p. 298, Hatoschek: S. 45.

⑭ Vinogradoff, ibid. pp. 232~4. Hatschek, S. 45.

⑮ cotsetla OE. cot-saetla, Vinogradoff: ibid. pp. 233.

⑯ Liebermann, Sachglossar, “Bauer” “Unfrei” cit. by Hatschek, S. 46)

## 六 封建国家期 (1066~1215) の身分構成

Norman 征服 (1066) は Danes の征服と同じく従来の複雑な階級、土地給与形式を簡易化したものであるが、これ

と共に経済依存関係には相当多様なものを生じたことは、

Domesday Book の Anglo-Saxons の土地所有農民事情説明のところに明示してある。この場合に小作人 (genetas) 隷農 (gehuras) 水呑百姓 (cotsetlas) 小屋住 (bordarii)

の語が出てくるが、当時の封建国家の身分構成は自由人と非自由人との二本建である。この中 bordarii の語は前代には現われざる階級であるが、Vinogradoff は bordarii に就して borda は本来 Norman-French の小農 (croft) を意味し、所謂従来の農奴 (villani) と bordarii の差は要するに material の差のみで bordarii 亦 cottarii (cotsetlas) 亦広

義の農奴であらうと云つて居る。而して Domesday Book に於ては従来の生れながらの農奴 (villani) と自由人ではあるが農奴の身分にあつたもの (cottarii) との差別はない。故に当時の封建国家の住民の構成は自由人と非自由人との二本建である。前者は封建的権利の所有者であり、後者は地面付の小作人 (Guthörige Bauer, villani) である。

Anglo-Norman の封建国家の法律は封建社会内に階級 (Rangstufe) を定めたものではない。故にこの時代に於ては身分の構成 (Ständebildung) は未発達の状態であつた。

根本に於ては自由人と非自由人との差別があるのみであつた。唯土地の所有と非所有との関係である。かかる事情の下にローマ法の觀念である身分 (status) がまもなく生じ、これが物權的概念である財産 (estate) とが結びついてくる。ここに漸次自由民の身分 (status libertatis) と雇役者の身分 (status servitutis) との明確な対立を生ずるに至り、英国法に於て土地所有なるものが重要性を帯びて来た。故にローマ法の用語に由来する純封建的財産 (status in feodo tantum, estate in fee simple) 即ち修身の財産 (status ad vitam tantum, estate for life) なる語が必要となつてきた。

この自由人がこの制度 (Rechtssystem) とこの封建的土地所有關係を代表する者であるが、漸次この階級の間にも二つの階級を生ずるに至つた。これが將來の階級構成即ち身分構成の萌芽となるものである。初めはこの際効果的特權とか階級の特權があつた訳ではない。然しこの傾向が現われて來てゐる。この傾向は earls (Grafen) と barons (Barone) の階級と騎士 (Knights, Ritter) の階級である。吾人は非自由人 (unfreie Bevölkerung, Villeins) のことを論評するに先立ち、このことを先ず述べなければならぬ (Hatschek, S. 46

以下)。

一 伯とバロン (comites et barones (earls and barons)). Norman 勝王の強固なる意志は、王が任命認証した貴族以外には何等の權利義務をも許容することがなかつた。采邑を賜ふことが先ず政治的權利と政治的義務とを決定した。この点に於てすべての封建家臣 (vassals) は王に直屬すると否とに拘らず、政治的には平等である。王の家臣又古き Anglo-Saxon 時代の thane が国王の所謂 “侍い” から漸次特殊の身分に向上し (Karls & Gozfrid) 貴族の身分となつたもの、この身分のものが barons と稱することになつたのであるがこれは William 勝王の家臣と稱し、結局は一一、一二世紀には after-vassals と稱した。barons は彼等に与えられた封建的諸權利を有し、これに伴う封建的義務を負うものであつて、封建的諸權利に就いては earls とは殆ど差がない。例えば訴訟法に於て法廷の召喚が earls は一ヶ月前、barons は三週間前、而して一般自由人は一四日前に通達をうけることになつてゐる。

baron は Bracton (+1268) の時代即ち一二世紀に於ては民事訴訟上の差押 (arrest) をされることはない。然しこの



差押ということは自然経済が浸透し、貨幣経済が始まると行われなかつた當時に於ては極めて稀であつた。又王の家臣は破門されることはない。このことは *baron tenens in capite* ⑤ の特権よりもむしろ王の特権であつた。勿論 *barones et comites* とはすべての他の自由人以上の特権はもつてゐる。大憲章第二一条には「伯及び *baron* は彼の同輩により、かつ違法行為の程度にしたがつてでなければ憐憫罪 (罰金) は科せられなむ」(*comites et barones non amercientur nisi per pares suos, et non nisi secundum modum delicti*) と。Bracton の記録によれば大憲章第二一条の事實は次の實際上の事柄から理解することができむ。即ち *barone des Exchequer* (Norman kings の下に財政と司法を司る *barons*) は王の官吏であり、又定まれる職分を有するものであるが、彼等か或は王が議會に於て始めて憐憫罪のことを審議することができむ (*et hoc per barones de scaccario vel coram ipso rege*) ⑥ 然し *barons* はこの際大憲章第三九条を適用するところである。大憲章第三九条は民事及び刑事事件に於ても同輩のみによつて裁判される特権をもつものである。然し Henry III. は王権の國家的慣例としてこれを拒否してゐる。

一二三三年 Richard Earl Marshall が反逆者として法廷で判決されるべき時にも *barons* は八月十四日 Gloucester に会合して抗議してゐる。⑤ それにも拘らず Henry は Richard 伯とその一味を法律の保護なしとしてこれを処理し、彼等の領土を家臣等に分与してゐる。事実この王権による判決が裁判による判決に先行したものとみるべきである。ついで十月九日には *barons* はこの判決を以て同輩の裁判 (*judicium parium*) にするものにならむとの理由でこれを無効とすることを試みてゐる。この時 Henry III. の裁判官 Peter des Roches が起つて以下の語を以て国王を弁護してゐる。曰く「England には France に於けるが如き所謂同輩 (*pares*) なるものは存在しなむ、国王は各階級の反逆者を国王の裁判官を以て判決せしめることができる」と。この事件はこの種の従来 *barons* の特権なるものは、唯刑事裁判に對してのみ維持するに過ぎなかつた。Edward I. (1272 ~ 1307) の時に至つてこの同輩 (*barons* 及び *earls*) による裁判 (*judicium parium*) の問題が重大化したのである。

William 勝王以来 Norman 征服後身分的階級が簡易化されたものであつた。Plantagenet 家の Henry II. (1154 ~

59) 以来王の家臣が漸次大 Barons と小 barons とに分れて来つた。 (baronias scilicet majores seu minores) 大憲章第一四条によれば大 barons は評議会 (commune concilium, Lehnkurie des Königs) に直接召集せられた特権を有するが小 barons は一般にその住む州 (shire) の州長 (sheriff) の手を経て召集せられた。

然し大 barons と小 barons との限界は必ずしも截然たるものではなかつた。封建国家の完成成立と共に大 barons が貴族階級 (peerage) となり、小 barons が武士の身分 (knights, Ritterschaft) となつたのである。

## II 武士 (milites, knights, Ritter)

封建国家の成立と共に武士 (milites) は大 barone の下にあり、この身分には Anglo-Saxon 時代の thane も含まれてゐる。 Henry III. (1216~72) 時代には彼等は自由武士 (freie milites) となつたのである。

Leges Edwardi Confessoris (§ 21) 時代には本来の武士 (miles suus) は野人 (baro) であつて自由民ではなかつた。

彼等は君主 (Herr) の下に隣保組織 (frühorgo, frank-pledge, Freibürgerschaft) を成してゐた。一二世紀のフランスの法制

はイギリスと深い関係があるが、当時のフランスの法律用語に “miles noster” の語がある。非自由の武士の意味である。これは、当時の南ドイツの “Seigener Ritter” 即ち家臣・侍と殆ど同一のものである (Liebermann, Sachglossar “Ritter” 3; Hatschek, S. 50)。

Anglo-saxon 時代に於ては、武士に關して特殊の法規があつたわけではない。封建国家成立 (Norman 勝王) 以来も、法規上武士には或義務は課せられるが、然しこの時代には、未だ武士という階級をなすには至らなかつた。陪審員構成の場合にも武士は、武士の法的義務の枠内に於て行動することである。彼等は伯領 (Shire, Grafenschaft) の代表者として、四名乃至一二名の代表者が出席することがあり、又財産問題 (Besitzfrage) 決定の場合には、自由民 (liberti homines) と共に陪審員として評議に参加した。武士が大陸に於けるが如く、領主的特権 (Gericht) や領主的裁判権を所有したものでなく、彼等の財産は武士の家によつて相続されたのみである (Hatschek, S. 50)。

## III 僧侶 (clerici, clerks)

自由民のうちに僧侶 (clerus) がある。然し彼等は特殊の

階級をなしたのではない。高級の僧侶は大 *Barons* のなかに入っている。下位の僧侶は自由民のうちにあつて、特別の階級の特権を有したのではない。ただ所謂「聖職者の恩貸地 (*beneficium cleri*) を受けてゐる。然しこの恩貸地なるものは、*Henry II.* (1154~89) と *Thomas Becket* (c. 1118~70) との有名な争ひ以来のものであつて、主として一三世紀の初期に始めて設けられたものである。聖職者 (*clericus*) が重罪によつて告発された場合には宗教裁判によつてのみ判決及び処罰が執行される。*Henry de Bracton* (+1268) 以来法官は被告が確かに聖職である場合にはこれを司教の裁判 (宗教裁判) に引渡す義務がある。吾人はここに身分上の特権 (*Standesprivileg*) をみるのであるが、さりとて聖職者が特殊の階級を産み出したものではない。後に聖職者が貴族 (*Peerage*) と庶民 (*commons*) と並んで一階級の如く感ぜらるるに至つたことは上述の身分的特権が重要視されるに至つたからである。われわれのこの時代には聖職者は自由民中に融けこんでいたのである。この事実は大憲章第二二条がよく確証している。即ち。

いかなる聖職者も、その世俗的保有によつては、上述の他の人

々の取扱模式に従つてなければ、罰金を科せられることなるべく、彼の教會的職祿の額に準拠して罰金を科されることにならぬとす。(Nullus clericus amercietur de laico tenemento suo, nisi secundum modum aliorum paeditorum, et non secundum quantitatem beneficij sui ecclesiastici.)

故に聖職者が賠償を課せられる場合には宗教的恩恵が与えられるのでなく世俗的資財へ課せられるのである。彼等が高位にある場合には *baron* の身として課せられるのである。彼等は単なる宗教家 (*alii; predicti*) として目せられるのみである。而してこの事実は大憲章二〇条、二二条に自由民 (*liberi homines*)、伯 (*comites*)、バロン (*barones*) とつづのみ罰金のごとが記されてゐる (*Mackenzie, Art. 20, 21, 22; Hatschek, S. 54*)。

#### 四 その他の自由民

そこには何等の封建的束縛のない自由民がある。これには先ず都市民 (*OE. burhman, Städter*) がこれに属する。彼等は彼等の特有の方式の土地という財産をもつてゐる。所謂 *burgage* (*ML. burgium*) (自治邑の土地保有) であり、

又は socage (Mf. Anglo-Lat. socagium) (農業奉仕保有) である。この二者の名称については Vinogradoff は 'burgage は socage の特殊形であるところである。市民はこれ等の土地は市民の自由な世襲封土 (freie Erbleihe) として所有し、これに対して認証料 (gablum) を支払ひつゝである。この認証料は僅少であり殊に拓植市 (Kolonisationsstädte, colonisations land) に於ては更に低廉である。既に Domesday Book には socage を有する人 (socman, sokeman) の語があるが、前述のものと全く合致するや否やは疑問である。Maitland が封建の一二・一三世紀の socmen が既に公免民 (Immunitätsleute, immunity) であることを適切に説明し、Vinogradoff (Villainage in England [1892, Impression of 1927] p. 198) にも彼等は純然たる司法上の独立性を明記している。農耕の義務はあるが微細なるものであり、むしろ形式的なものであるところである。

一二・一三世紀に於ては burgage, socage と並んでなお他の一つの世襲封土の形式が思出される。即ち保有料は自由保有 (feodi firma, fee-farm) である。この保有者も亦自由民である。彼等の所有する土地は賃貸料と租税とに対して

貸与せられるものであつて、一般の封土の場合の如く軍務を課せられることはない。彼等は socage の所有者と法的には酷似するが、彼等は農耕の役目を課せられない点が異つてゐる。地代 (firma, Renten) を支払ひつゝである。Edward I. (1272~1307) 以来 fee-farm と socage との間の差別は消滅してゐる。而してただ socage のみが存してゐる。このことは法的本質に条件づけられることなく、貨幣經濟の進展と共にこの差別は無意味となつたのである (Hatschelt, S. 51~54)。

これ等の土地保有即ち保有料付自由保有 (地代封 feodi firma) ・ 農業奉仕保有 (農業勤務封 socagium) ・ 自治邑土地保有 (自由市地代封 burgagium, burgage) の三者については大憲章第三七条の規定には

朕から feodfirma, socagium または burgagium によりて、朕から土地を保有し、かつ又、彼が武士勤務 (武士奉仕保有) によつて、他の者から土地を保有するような場合には、朕はその feodi firma, socagium または burgagium を根拠に、彼の相続人に対する後見の権利も他人の封に属するその者の土地に対する

後見の権利も有するものはなくともよい。(Si aliquis tenent de nobis per feodfirmam, vel per socca gium, vel per burgagium, ...) と記されてゐる。

五 農奴 (villeins) (OF. villein, LL. villanus)。非自由民の巨大なる数はこれに属する。Norman 征服が Anglo-Saxon 時代の初期以来の自由民・非自由民の別なく地面付小作人 (Gutshorige) のすべてをこの非自由民の身分に落した。このうちには Anglo-Saxon 時代の奴隸 (Beow, slave) があり、小作人 (genetas) ・隸農 (gebūras) ・水呑百姓 (cotsetlas) ・小作住い (bordari) もこれに入る。一二・一三世紀には、すべてこれ等のものは農奴であつた。即ち非自由の地面付の小作人 (unfreie Gutshorige) である。勿論これ等の非自由民には特別の事情がある。第一これ等の非自由民は一般人に対しては自由であるが、領主 (Gutsherr) に対しては不自由である。農奴は彼自身の行為に対しては刑法上では責任がある。国の正常の刑事裁判では彼が農奴であるや否やは殆ど考察されない。民事上の争訟に於ても領主以外の人々に対しては彼の権利を主張することができる。又土地の保有・財産訴訟に於ては領主がこれに介入して対農奴への

権利を主張せなければならぬ。又農奴は正式の裁判に訴へることが出来る。然し時代と共に領主の対農奴への権力が強調せられ農奴が局外の債務者から農奴の保有地が担保となつてゐる場合に領主が土地の所有権を強調し、又農奴の対領主への訴訟も身分上の例外 (exceptio villengii) として却下されている。それにも拘らず農奴の身体と生命とは國家の刑法によつて対領主に保護されている。領主は農奴の生命を奪ひ重傷を負わすことは勿論できない。その他の場合は農奴は領主の欲するままに働かなくてはならぬ。時代の経過と共に農奴は彼等の労働力のみならず、彼等の身体も領主に従属するものなりとの解釈が有力となつてきた。

領主が売買権を有し、又莊園 (manor, Gutshof) より遠くに移し他所にて労役せしむる権利を有する。当時は農奴には身体的自由の権利はない。特に賦役強制労働 (徭役 *Frondienst*) から免れることはできない。脱出もできない、保護領主を訪問することもできない。(Liebermann: "Bauer"; Hatschek, S. 55)。

農奴は領主に対して過度の徭役の外になお幾多の負担をもたなければならぬ。先ず所謂 *merchetum* (結婚税 *merchet*)

を果さなければならぬ。これは農奴の娘の結婚に際して支払う貢租 (賦役) (custom, Abgabe, Fendalsteuer) である。この理由は女の他家への結婚によつてそれだけ労働力を失うからである。この結婚と関連して注目すべきことは、農奴がこの際領主から小鹿・駄馬を買うために更に貢税を支払わなくてはならぬ。相続税 (relief) は農奴が相続の際に所謂占有交替 (Besitzwechsel, disposal, changing hands) の場合に領主に支払うべき貢租であり、又返礼税 (O.E. herezealwa, AS. heregeatu, ME. heriot) は農奴死亡の際に家畜・不動産 (chattel) に対する領主への返礼的貢租であつたが、正式の貢租 (legal custom) 化したものである。更に領主は彼の意志によつて農奴に課税することもできる。領主の執事 (reeve, Meier, Gutsverwalter) も農奴に労役を課することもできる (Hatschek, S. 55)。

ある。農奴は財産の使用に關しても第三者と法的行為を取結ぶこともでき売買もできる。然し証書 (Urkunde) を作製することはできない。名目上は農奴の全財産は領主に属するものであつても実は領主と法的行為の取引をなすこともできる。農奴は彼等の同僚に対する占有訴訟 (Besitzklage, possessory action) 及び占有権回復訴訟 (Eigentumsklage, assize of novel disseisin, assize of mort d'ancestor) を領主裁判 (Patrimonialgericht, court leet or manorial court) に提訴することができた。農奴は慣習法 (common law) によれば無権力であるが、然し莊園の慣習 (consuetudo) によつて領主に対し彼等の地位が保護されていた。多分一二・一三世紀以来農奴の領主の強制的徭役や封建的義務に關しては法文化して來ている。「農民の土地は農民の土地として保持されなくてはならぬ」(Bauerland muß Bauerland bleiben) の思想即ち農民が正統なる徭役を供給する限り農民を追放することはできなう (Liebermann, "Bauer"; Hatschek, S. 55~56)。

villains (農奴) と並んで所謂 villen socmen (Anglo-L. socmanns, sokemmanns: one who holds in socage) がある。

これは group of villein socmen を意味す。この者は農奴の一部であるが早くは王の御料地 (Königliche Domengüter) に生き後には、領主の手に帰したものである。彼等の多くは曾ては自由なる世襲農民 (tenant of long lease, Erbpächter) ローテ法①の所謂 emptytenta, tenant by emptytensis [Einförmigkeit] である。早くから彼等は王の裁判に服していたから、彼等は或訴訟上の特権をもっていた。この特権は時代の変遷と共に領主の手に移行したのであることが認められる。彼等は領主に対しては占有訴訟 (Besitzklage) 及び占有権回復訴訟 (Eigentumklage) を起すことはできなからが、もし領主が彼等に圧迫を加えることがあるならば彼等は国王の法的援助を求めることができむ。これには「権利書」(writ of right) とか告訴法 (writ of monstraverent) があつた訳ではない。他の villeins は領主裁判以外に援助の法がないが、villein socmen は王に控訴 (appellieren) することができむ。この特別の裁判控訴権が特筆すべきである。然しこの差別も時代と共に消滅し一四世紀末には villein socmen も単に普通の villeins として認められた。然し大憲章制定当時に於ては第三七章に於て socage の権利は

feodi firma の burgagium (socage の一変化) と並んでこの権利が保証されたことには注目すべきである。

socage に関つては Vinogradoff (G. P. 357) によれば大憲章當時に於ては、自由化しつつある。burgage tenure, military fief, tenure by sergenty (王に兵士を封建) 又 tenure by frank almain (宗教的布施) これ等のものは大憲章によつて保護せられた。burgage の socage の一変形である都市 (town, borough) の特権と結びつたものであり、これらの封 (奉仕 service) も地代の形か或は現物をもつて自由であった。この意味に於て socage は本来は契約である。<sup>②</sup>

① William I. the Conqueror (1066~87) は一〇八五年・一〇八六年に Great Councils に Domesday survey を Salisbury oath とを命じた。『Anglo-Saxon Chronicle』の一〇八五年・一〇八六年の項に明記してある。F. W. Maitland, Domesday Book and Beyond (1905), pp. 26~79, p. 159; E. P. Cheney, *ibid.*, pp. 111~115; Vinogradoff, *ibid.*, pp. 332~365.

② Vinogradoff, *ibid.*, pp. 232~235.

③ baron—Celt. bar, OF. bar, early M. E. barun, Anglo-Saxon. beorn, AHD. bero, late L. baro——本来は Mann

の意である。一二・一三世紀に於ては、Casatis militibus 即ち領主による。Mackechmie, *icid.*, pp. 232; Hatcheschek, a. a. O. S. 47; 原田慶吉「フツナ・カルタの解説」『国家学会雑誌』六一卷四号。大野真義「フツナ・カルタと罪刑法定主義(一)」『阪大法學』二三号 三七一—三八頁。

④ Liebermann, *Sachglossar*, "Adel".

⑤ *tenens in capitale, tenant in chief*... 直接受封による者。

⑥ 裁判官によるて作製された罪状が、barone des Exchequer (国々裁判の barons) の手に渡され、特はその氏名と犯罪とが告発され罰金の総額が議せられる。軽犯罪の場合は barone des Exchequer が罰金額を定め、重罪の場合は国王が議會に於て定める。当時は確定的法文があるわけはなからが、多くの場合は「王の意思に依つて」(ad voluntatem regis) 罰金額が決定されることは注目すべきである。

⑦ Mathaeus Parisiensis (Matthew Paris, *The St. Albans Chronicle*), - *Chro. Maj. III.* pp. 247, 251. *cit. by E. P. Cheyney, ibid.*, pp. 217.

⑧ Mckechnie, *ibid.*, pp. 233; Hatcheschek, a. a. O. S. 49; 原田慶吉「前掲」三九頁。大野真義「前掲」三七一—三八頁。

⑨ 都市…… OE. burz, burh; O-Teut. burg. 都市と云う繁華形式が経済的發展と共に村落 (villae) より發展し、Anglo-Saxon 時代には国王・貴族(大 barons)・教会に從屬し、借地料として種々の封建的義務を負わされたが、就中築城(burhht, Burgau)が重要な義務であった。都市が戦略的要地より又

多く經濟中心として市場(ceapstow, Marktplatz)として発達し、貨幣の発行も認められ貢納の Norman sheriff (代官)に委ねられ、次いで各都市に市会(Husting, Hansing, council)が発達し、貢納が金納化した。Norman 時代より殊に Plantagenet 朝に於ては都市の多くは従来大 barons (伯)による自治市(Mediatstädte)より王領(terra regis)より自治市(自給権(charter, Freiheit Urkunde)を獲得するに至る)である。最早や従来の領主の個人形態(Persona Acta)をはなれて、多くは国王の代表者對都市の關係となつた。(Gneist, *Englische Verfassungsgeschichte* (1882), S. 83, 143, 283; Hatcheschek, a. a. O. S. 104—115)

⑩ Vinogradoff, *The Growth of Manor*, p. 357; Pollock and Maitland, *History of the English Law* (1891), I. p. 218.

⑪ Hatcheschek の例は Manchester を以てする (Tait, *Mediaeval Manchester in the beginning of Lancashire* (1904), p. 43)。

⑫ 大野真義「イギリスにおける刑事裁判と人身の自由(一)」『阪大法學』一八号、八六頁。

⑬ socage (Anglo-Latin: the tenure of land by certain determinate services other than knight-service. A payment made to the superior by one holding land in socage.

⑭ Vinogradoff, *ibid.*, p. 25, p. 108.

⑮ G. Waitz, *Deutsche Verfassungsgeschichte* (1896), V. S. 225 ff. *cit. by Hatcheschek*, a. a. O. S. 55.



⑩ Vinogradoff, *ibid.*, pp. 354~6; Villainage in England,

pp. 94 et seq.

⑪ Vinogradoff, *The Growth of Manor*, p. 357.

附記

偶々昨年のこと、ラテン語の権威田中秀央博士のお勧めを頂いて、法律に關しては門外漢ながら、博士を中心とするマグナ・カルタの研究に参加することとなつた。博士とは筆者が旧東京帝国大学史学科にありし頃より御指導と御好誼を重ね、本稿の作製にあつても何かと御教示に預るところが多い。博士の御厚情に對して銘感深謝に堪えない。

本邦に於ては、史料の蒐集が極めて困難な事情があつて、悉く原典に當ることの出来なかつたことは遺憾である。なおマグナ・カルタの邦訳については、主として田中秀央博士「Magna Carta 特集」(『京都女子大学英文学論叢』三号)により、又田中英夫訳(高木八尺他編、岩波文庫『人權宣言集』・イギリス憲法(衆・参議院法制局他編、『各国憲法集』(三))を参照した。

執筆者紹介

三浦圭一	京都大学大学院学生
金子光介	京都市立美術大学教授
谷岡武雄	立命館大学教授
井ヶ田良治	同志社大学助教授
故安部健夫	(京都大学教授)
樋口隆康	京都大学助教授

史学研究会例会予告

日時 十二月五日 午後一時より  
 場所 京都大学楽友会館  
 演題 京都大学イラン・アフガニスタン・パキスタン學術調査隊 帰朝報告会(予定)  
 来聴 歡迎

## On *Tanomoshi* (頼母子) in th Middle Ages

by

Keiichi Miura

Since the thirteenth century in Japan there was operating an organization—*Tanomoshi* (頼母子)—in which, a comparatively large quantity of rice and money aggregated by many people with little sum each was to be worked; and it has been thought of mutual aid, having nothing to do with its membership, common people or lords.

According to our closest investigation of resources on *Tanomoshi* (頼母子) in Middle Ages' Japan, it is found in many cases that lords and usury-merchants usurped rice and money of the common people. This means that lords in the Middle Ages were not founded upon the demesne-management by serfs, and therefore they did not completely grasped circulation of commodities in villages.

Then, as lords had to make the usurpation in the commodity-circulation among common people their important financial foundation, they could not set *Tanomoshi* (頼母子) of mutual aid left, which meant to promote free growth of peasants. *Tanomoshi* (頼母子) in this sense certainly existed of mutual aid, but in our study of this. *Tanomoshi* (頼母子) in the Middle Ages, it is a problem for us to trace the two above-mentioned *Tanomoshi* (頼母子) of quite different and opposite sides operating and remaining.

In conclusion, *Tanomoshi* (頼母子) in the Middle Ages may be said to accomplish the formation of the modern Shigunate system and the reservation of usury-merchants, playing a conservative part in history.

## The Nature of Magna Carta and the Then Rank Construction

by

Mitsusuke Kaneko

Motives in authorization of Magna Carta were relations of King John with France, pope, and barons. Its nature was to secognize the liberty since Henry the First (1100-18), to be the agreement between king

and barons, and to protect the feudal privileges of barons. Protection for the privileges of vassals under barons and citizens in borough and for the least means of peasants and serfs were made as a result of economic organization in the feudal society, having a secondary importance. There were, indeed, some doubtful passages in Magna Carta, which caused king's despotism, with a continual struggle of king against barons. Though the then rank construction which became the object of Magna Carta was fairly intricate, we are going to study its process of formation, its history, and its transition.

## The Construction of Dispersed Settlements in Bretagne

—mainly on *Pacé* village in the suburb of *Rennes*—

by

Taheo Tanioka

It may be important to reexamine the fact that dispersion of resident units and management of ranches have ever been over-emphasized in the dispersed settlements typically in the western France. According to our fact-finding last summer, the life in écart is impossible without the existence of concentration in small chef-lieu, and agricultural management is found unexpectedly to be many-sided.

The formal corresponding relation in 'corn-raising—open-field—concentrated settlements' with 'ranch-management—enclosure—dispersed settlements', or between settlement and management, should be urged in justification of our researching direction, but this cannot be of full correspondence. Here in Bretagne the structure of 'dispersed farms—small villages—bourg' is changing into that of 'dispersed farms—bourg' and in use of farm land the three fields system mainly of cereals changes into the many fields system mainly of wheat for bread and fodder-crop with fruit-trees growing. Such evolution of settlements and agricultural management has brought the development of bocage landscape but in contrary has partly interrupted the development of the present-day rural villages.